

仰星ニュースレター

ワンポイント会計基準

vol. 27 比較情報の取り扱いに関する研究報告 ①

2012/5/25号で「比較情報の取扱いに関する研究報告（中間報告）」について、主に表示方法の変更を中心に解説させていただきました。今回は同報告の「(四半期)連結財務諸表」に関する項目を中心に解説いたします。

解説の前にそもそも比較情報とはなんであったでしょう？

比較情報とは当事業年度に係る財務諸表（附属明細書を除く。）に記載された事項に対応する前事業年度に係る事項をいいます（財務諸表等規則第6条）。

同報告によれば比較情報は当期の財務諸表の一部であり、財務諸表利用者が当期の財務諸表を理解し、その意思決定に役立たせるために前期の数値を期間比較の観点から、必要な限りで修正・記載するものとされています。

したがって、比較情報の開示に関する基本的な考え方はあくまでも当事業年度に係る財務諸表の開示が基礎となります。

上記の基本的な考え方を踏まえ、同報告では「(四半期)連結財務諸表」に関する項目として下記の事項について解説しています。

1. 連結財務諸表への移行に伴う比較情報の開示（Q2）
2. 初めて連結財務諸表を作成する場合の会計方針の変更（Q3）
3. 非連結子会社から連結子会社になった場合の比較情報の開示（Q4）
4. 連結子会社の事業年度等の変更（Q5）
5. 親子会社の決算日の変更に伴う会計処理及び比較情報の開示（Q6）

今回は上記のうち1～3までを解説いたします。

1. 連結財務諸表への移行に伴う比較情報の開示 (Q2)

前期まで個別財務諸表のみを開示していましたが、当期に連結子会社を取得した等の理由で、初めて連結財務諸表を開示する場合、比較情報はどのように開示すればよいでしょう。

この場合、対応する比較情報は存在しないため、年度においても、四半期においても、前期の連結財務諸表数値の開示は必要ありません。

2. 初めて連結財務諸表を作成する場合の会計方針の変更 (Q3)

上記1と同様の状況で親会社または新規に取得された子会社の個別財務諸表において、会計方針の変更が行なわれている場合の連結財務諸表上の開示はどうでしょう。

この場合、連結上の会計方針には各連結会社の会計方針を含むため、連結財務諸表において当該会計方針の変更に関する注記が必要となります。

一方、新規に取得された子会社における会計方針の変更に関する注記は必要ありません。

上記の取り扱いは四半期でも同様です。

3. 非連結子会社から連結子会社になった場合の比較情報の開示 (Q4)

期の途中において業績が大きく変動し、従来、非連結子会社としていた子会社について重要性が高まったため、期の途中から連結子会社として取り扱う場合、比較情報はどのように開示すればよいでしょう。

この場合、そもそも連結範囲の変更は会計方針の変更に該当しないことから遡及適用されず、比較情報である前連結会計年度に係る連結財務諸表は修正されません。

しかし、連結会計年度の途中から重要性が高まった場合であっても、非連結子会社に対する支配は期首から継続しているので、当該子会社の期首からの損

益を連結財務諸表に取り込むことになることにご留意下さい。

この場合、当該子会社の期首の剰余金等については、連結株主資本等変動計算書において、「連結範囲の変動に伴う子会社剰余金の増加高」等の名称で表示します。

四半期の場合でも同様に、例えば第2四半期連結累計期間から重要性が高まり連結子会社となった場合でも、期首から連結していたものとして第2四半期決算において当該子会社の第2四半期累計期間(6ヶ月)の損益を取り込み、第2四半期累計期間に係る四半期連結財務諸表を開示することとなります。

次回のワンポイント会計基準では、「4. 連結子会社の事業年度等の変更」、
「5. 親子会社の決算日の変更に伴う会計処理及び比較情報の開示」について解説いたします。

(2013/1/15 (新年号) より)